

高砂市障がい者理解促進研修・啓発事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者に対する理解の促進につながる研修・啓発事業に対し補助金を交付することにより、障がい者や障がい特性等に関する市民の理解を深めるとともに、障がい福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを推進し、もって障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と共生社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、障がい施策や事業所の説明パンフレット等の製作、最新の福祉用具を紹介する展覧会の開催等の単に施策や用具等を説明するだけのものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、盲ろう者、重症心身障がい児又は難病等の障がい特性等を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践、障がい特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障がい者等の理解を深めるための教室等の開催
- (2) 有識者による講演会や障がい者等と実際にふれあうイベント等であって、特定の市民だけでなく多くの市民が参加できるような形態により障がい者等に対する理解を深めるものの開催
- (3) 具体的事例を通じ、障がい者等が日常生活を営む上で感じる心のバリアを知り、障がいの特性に応じたコミュニケーション手法を学ぶための教材の作成及び公開、並びに市民に対する研修会の開催

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、前条に規定する補助金の交付の対象となる事業を実施する各種団体とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条に規定する補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 交際に係る経費
- (2) 親睦、慰労又は慶弔に係る経費等で構成員等の直接的な利益に帰するもの
- (3) 事業を実施する上で必要となる備品の購入費

(4) その他この要綱の趣旨に添わないと市長が認める経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1事業の実施につき、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、その上限額は、1事業の実施につき、300,000円とする。

(補助金の手続)

第7条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則(昭和47年高砂市規則第16号)に定めるところによる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

- 1 謝礼金等
- 2 旅費
- 3 消耗品費
- 4 印刷製本費
- 5 役務費
- 6 使用料及び賃借料